

第 1 2 回
千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部
会議資料
(書面開催)

令和 7 年 3 月 2 1 日
午 後 2 時 開 催

農林水産部畜産課

第12回千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議 次第

日時：令和7年3月21日

午後2時から

※ 書面により開催

1 開 会

2 議 題

発生農場における防疫対応について

3 閉 会

千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部員名簿

本部長	千葉県知事	熊谷 俊人
副本部長	副知事	穴澤 幸男
	副知事	黒野 嘉之
本部員	総務部長	高梨 みちえ
	総合企画部長	富沢 昇
	防災危機管理部長	添谷 進
	健康福祉部長	岡田 慎太郎
	保健医療担当部長	鈴木 貴士
	環境生活部長	井上 容子
	商工労働部長	野村 宗作
	農林水産部長	前田 敏也
	県土整備部長	四童子 隆
	会計管理者	岡田 健
	企業局長	三神 彰
	病院局長	山崎 晋一郎
	教育長	富塚 昌子
オブザーバー	千葉県市長会長	太田 洋
	千葉県町村会長	岩田 利雄
	銚子市長	越川 信一
	旭市長	米本 弥一郎
	警察本部（警備部参事官）	石山 直志
事務局	農林水産部 次長	藤井 浩一
	環境生活部 次長	相葉 正宏
	健康福祉部 次長	出浦 和彦
	農林水産部畜産課長	大澤 浩司

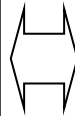
対策本部体制図

県 対 策 本 部

本部長：知事

副本部長：両副知事

本部員	総務部長	対策本部事務局 事務局長：農林水産部長 事務局次長：農林水産部次長 環境生活部次長(事) 健康福祉部長が指名する者
	総合企画部長	
	防災危機管理部長	
	健康福祉部長	
	保健医療担当部長	
	環境生活部長	
	商工労働部長	
	農林水産部長	
	県土整備部長	
	会計管理者	
	企業局長	
	病院局長	
	教育長	
(オブザーバー)	千葉県市長会長	総務広報班 9名
	千葉県町村会長	防疫指導班 5名
	市町村長	焼埋却班 6名
	県警察本部長が指名する者	安全対策班 4名(6名*)
	防衛省陸上自衛隊習志野駐屯地第一空挺団長が指名する者	流通指導班 5名
	その他、対策本部長が必要と認める者	

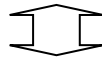


現 地 対 策 本 部

本部長：農林水産部次長（技）

副本部長：東部家畜保健衛生所長

現 地 対 策	地域振興事務所長
本部員	健康福祉センター長
	食肉衛生検査所長
	農業事務所長
	畜産総合研究センター長
	家畜保健衛生所長
	土木事務所長
(オブザーバー)	市町村長
	その他、現地対策本部長が必要と認める者
	警察署長
	農業協同組合長
	家畜診療所長
	その他、地域関係機関の長



連絡調整会議連絡担当

連 絡 調 整 会 議

総務部	総務課長	環境生活部	環境政策課長	農林水産部	農地・農村振興課長
	学事課長		自然保護課長		環境農業推進課長
	総務ワークステーション所長		循環型社会推進課長		耕地課長
総合企画部	政策企画課長	商工労働部	廃棄物指導課長	県土整備部	畜産課長
	報道広報課長		くらし安全推進課長		県土整備政策課長
防災危機管理部	危機管理政策課長		経済政策課長		道路環境課長
健康福祉部	健康福祉政策課長	農林水産部	経営支援課長	出納局	出納局長
	疾病対策課長 *		農林水産政策課長	企業局	総務企画課長
	医療整備課長 *		団体指導課長	病院局	経営管理課長 *
	薬務課長 *		販売輸出戦略課長	教育庁教育振興部	保健体育課長
	衛生指導課長		担い手支援課長	県警察本部	県警本部長が指名

* 高（低）病原性鳥インフルエンザ発生時に対応

高病原性鳥インフルエンザ発生農場における防疫対応について

例目 内容	令和6年シーズン								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
発生年月日	令和6年 10月23日	令和7年 1月12日	令和7年 1月15日	令和7年 1月16日	令和7年 1月18日	令和7年 1月19日	令和7年 1月19日	令和7年 1月19日	令和7年 1月24日
発生場所	香取市	銚子市	銚子市	旭市	旭市	銚子市	銚子市	旭市	銚子市
種別	採卵鶏	採卵鶏	採卵鶏	採卵鶏	育成鶏	採卵鶏	採卵鶏	育成鶏	採卵鶏
殺処分 終了月日	令和6年 10月24日	令和7年 1月22日	令和7年 2月1日	令和7年 1月18日	令和7年 1月24日	令和7年 2月4日	令和7年 1月26日	令和7年 1月30日	令和7年 2月5日
殺処分羽数	37,270羽	407,932羽	408,379羽	37,314羽	478,488羽	267,599羽	362,715羽	150,963羽 (関連農場含む)	385,333羽
防疫措置完了月日	令和6年 10月24日	令和7年 2月6日	令和7年 2月13日	令和7年 1月27日	令和7年 1月31日	令和7年 2月27日	令和7年 2月19日	令和7年 2月12日	令和7年 2月27日
清浄性確認検査結果	令和6年 11月4日 陰性確認	令和7年 3月4日 陰性確認	令和7年 3月4日 陰性確認	令和7年 3月10日 陰性確認	令和7年 3月10日 陰性確認	令和7年 3月10日 陰性確認	令和7年 3月10日 陰性確認	令和7年 3月10日 陰性確認	令和7年 3月10日 陰性確認
搬出制限区域の解除	令和6年 11月5日	令和7年 3月5日	令和7年 3月5日	令和7年 3月11日	令和7年 3月11日	令和7年 3月11日	令和7年 3月11日	令和7年 3月11日	令和7年 3月11日
移動制限区域の解除	令和6年 11月15日	令和7年 3月15日	令和7年 3月15日	令和7年 3月21日	令和7年 3月21日	令和7年 3月21日	令和7年 3月21日	令和7年 3月21日	令和7年 3月21日
自衛隊派遣		○	○		○		○		○

例目 内容	令和 6 年度シーズン						
	10	11	12	13	14	15	16
発生年月日	令和 7 年 1 月 28 日	令和 7 年 1 月 28 日	令和 7 年 1 月 28 日	令和 7 年 1 月 29 日	令和 7 年 1 月 31 日	令和 7 年 1 月 31 日	令和 7 年 2 月 1 日
発生場所	旭市	銚子市	匝瑳市	旭市	旭市	匝瑳市	旭市
種別	肉用鶏	採卵鶏	採卵鶏	採卵鶏	肉用鶏	採卵鶏	育成鶏
殺処分 終了月日	令和 7 年 1 月 31 日	令和 7 年 2 月 4 日	令和 7 年 2 月 1 日	令和 7 年 1 月 31 日	令和 7 年 2 月 2 日	令和 7 年 2 月 3 日	令和 7 年 2 月 3 日
殺処分羽数	78, 520 羽	241, 639 羽	219, 944 羽	35, 370 羽	73, 942 羽	79, 871 羽	91, 147 羽
防疫措置完了月日	令和 7 年 2 月 14 日	令和 7 年 2 月 19 日	令和 7 年 2 月 8 日	令和 7 年 2 月 12 日	令和 7 年 2 月 26 日	令和 7 年 2 月 12 日	令和 7 年 2 月 21 日
清浄性確認検査結果	令和 7 年 3 月 10 日 陰性確認	令和 7 年 3 月 2 日 陰性確認	令和 7 年 2 月 19 日 陰性確認	令和 7 年 3 月 10 日 陰性確認	令和 7 年 3 月 10 日 陰性確認	令和 7 年 2 月 23 日 陰性確認	令和 7 年 3 月 10 日 陰性確認
搬出制限区域の解除	令和 7 年 3 月 11 日	令和 7 年 3 月 3 日	令和 7 年 2 月 20 日	令和 7 年 3 月 11 日	令和 7 年 3 月 11 日	令和 7 年 2 月 24 日	令和 7 年 3 月 11 日
移動制限区域の解除	令和 7 年 3 月 21 日	令和 7 年 3 月 13 日	令和 7 年 3 月 2 日	令和 7 年 3 月 21 日	令和 7 年 3 月 21 日	令和 7 年 3 月 6 日	令和 7 年 3 月 21 日
自衛隊派遣			○				

1 防疫措置に係る動員人数について (1月12日～3月21日)

区分	発生農場※	消毒ポイント	合計
県職員	15,389		15,389
市町村職員	980		980
国職員	187		187
他都道府県職員	166		166
協定団体	854	3,506	4,360
関係団体	450		450
民間業者	14,079		14,079
計	32,105	3,506	35,611

自衛隊 約1,070名(6事例)

※ サブステーション運営、焼埋却作業の動員も含む

2 消毒ポイント車両消毒台数 (令和7年3月21日0時時点)

名称	設置期間	台数
① 旧東庄町病院跡地	1月12日16時～3月15日0時	3,523
② 旭市役所海上庁舎	1月12日16時～3月21日0時	5,586
③ 旭市ひかた市民センター	1月12日16時～3月11日0時	2,018
④ 香取市役所山田支所	1月16日16時～3月5日0時	189
⑤ 匝瑳市役所北側駐車場	1月17日17時～3月11日0時	1,454
⑥ 匝瑳市生涯学習センター駐車場	1月28日17時～3月6日0時	5,657
⑦ 蓮沼海浜公園第1駐車場	1月28日17時～3月6日0時	1,676
⑧ 多古町西古内グラウンド駐車場	1月28日19時～2月24日0時	82
計		20,185

知事コメント

- 1 1月12日から2月1日にかけて連続発生した15事例の高病原性鳥インフルエンザについては、2月27日までに全ての防疫措置を完了し、その後、新たな発生が無く、家畜伝染病予防法において定められた21日間を経過したことから、本日、午前0時をもって鶏等の移動制限を全て解除しました。
- 2 殺処分を含めた一連の対応については、自衛隊、国、他都道府県、県内市町村、建設業協会をはじめとした協定団体、JAグループ等の関係団体、民間事業者など、多くの皆さまの御支援をいただきましたこと、心より厚くお礼申し上げます。

また、昼夜を問わず防疫作業に従事した職員を始め、人員が不足するなか、日々の業務にあたって頂いたすべての職員に感謝いたします。
- 3 今回発生した一連の事例については、国の疫学調査を踏まえながら、県として総括した上で、対策の更なる改善につなげてまいります。
- 4 なお、まだ高病原性鳥インフルエンザのシーズンは続いており、引き続き、緊張感をもって、発生防止に万全を期してまいります。